

# [ EVRe:One(イブリワン) 利用規約 ]

日本電力株式会社

## 目次

第1条（目的） .....	2
第2条（定義） .....	2
第3条（会員登録の申し込みと会員契約の成立） .....	3
第4条（会員契約の有効期間） .....	3
第5条（会員契約の解除） .....	3
第6条（会員契約の中途解約） .....	4
第7条（会員登録内容の変更） .....	4
第8条（利用料金） .....	4
第9条（本サービスの利用制限と一時停止） .....	4
第10条（本サービス利用上の注意と禁止行為） .....	5
第11条（資産区分と維持管理） .....	5
第12条（不可抗力と免責） .....	6
第13条（本規約の変更、追加、廃止） .....	6
第14条（専属的合意管轄） .....	6

## 第1条（目的）

1. EVRe:One 利用規約（以下、「本規約」という。）は、日本電力株式会社（以下、「当社」という。）が、提供する EV 充電サービス：「EVRe:One」（以下、「本サービス」という。）に適用する各種条件を定めたものである。

## 第2条（定義）

1. 「EV」  
車載蓄電池に充電を行うことができ、電気を動力とする電気自動車全般（プラグインハイブリッドを含む）をいい、本サービス利用時にあたって申告があった車両をいう。
2. 「EV 充電器」  
EV 区画に設置もしくは設置予定としている、当社指定の普通充電器（ケーブル無しコンセント型）及びその他電気設備等をいう。会員により共同利用を行う。
3. 「EV 区画」  
EV 充電器を設置もしくは設置予定としている、本物件敷地内の来客用駐車場・空平面駐車区画・他の駐車場の妨げとならない専用の充電スペース等をいう。
4. 「EVRe:One 導入に関する契約書（以下、「EVRe:One 契約」という。）」  
本物件管理組合と当社の間において締結する、本サービスの運営・料金請求・電気代相当額精算・保守の実施を目的とする契約をいう。
5. 「本物件」  
EVRe:One 契約を締結し、本サービスを提供する集合住宅をいう。
6. 「会員」  
EVRe:One 契約を締結した管理組合に所属する区分所有者の内、本規約の手続きを経て、当社が入会を認めた者をいう。尚、本物件の賃借人に関しては、会員への申し込みにあたって、賃貸人（区分所有者）の許可を得ることとする。
7. 「EVRe:One 利用会員契約（以下、「会員契約」という。）」  
お客さまが本規約の手続きに基づいて会員となることにより、当社との間に成立する契約をいう。
8. 「本サービス」  
管理組合と当社の間において EVRe:One 契約を締結し、当社が入会を承認した会員に対し、EVRe:One 契約・本規約に基づき、EV への電気を供給するサービスをいう。原則として、最初の会員申込みがあった後、EV 充電器の設置工事を行い、サービスを開始する。
9. 「本サービスの提供開始日」  
乙が EV 充電器の設置工事を行い、会員が本サービスを利用できるようになった初日をいう。尚、設置工事に関しては、EV 充電器の生産状況や国・地方公共団体の補助金動

向、天災地変等の不可抗力等により、当初の予定に沿えない可能性がある。

### 第3条（会員登録の申し込みと会員契約の成立）

1. 本サービスの利用を希望するお客さまは、あらかじめ本規約等の内容に承諾の上、当社が所定する申込方法に必要な事項を記載し、申し込みを行う。
2. 本サービスの利用を希望するお客さまは、EV 区画に駐車する EV の車検証又は購入申込書等の写しを、管理組合（または理事会）に提出する。
3. 前項の申し込みに対して当社において所定の審査を行い、当社が入会を承諾することで会員となり、登録をもって会員契約が成立する。
4. 会員となったお客さまには、会員契約通知書及び本サービスを利用するにあたってのガイド（以下、「本ガイド」という。）を発行する。
5. 会員契約通知書及び本ガイドには、専用 Web アプリの ID・パスワード、本サービス利用開始日等が記載され、会員は利用開始日から本サービスを利用できる。

### 第4条（会員契約の有効期間）

1. 会員契約は、利用開始日を起算日として、1 年が経過した日までとする。
2. 契約満了月の 1 ヶ月前までに、会員から当社所定の解約申出書の提出がない限り、契約期間は 1 年毎の自動延長となる。
3. 管理組合と当社との EVRe:One 契約が終了する場合は、会員契約も共に終了する。

### 第5条（会員契約の解除）

1. 当社は、次の各号の一に該当したときは、何らの通知、催告をすることなく会員契約を解除することができるものとする。
  - (1) 会員が、本規約に違反したとき。
  - (2) 会員が、利用料金、その他の債務の履行を遅滞し、または支払を拒否したとき。
  - (3) 会員が、EV 充電器の当社資産を破壊、窃盗等の加害行為を行ったとき。
  - (4) 会員が、本物件の EV 区画運用ルールに従わず、他の会員及び管理組合に対し著しく影響を及ぼすとき。
  - (5) 会員が、破産、民事再生の法的手続申し立てを受けたとき。
  - (6) 会員が、仮差押え、差押え、仮処分、競売等の申立て、又は滞納処分を受けたとき。
  - (7) 会員が、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であることが判明したとき。
2. 会員は、本条第 1 項各号の一に該当した場合において当社に生じた一切の損害を賠償するものとする。

3. 本条の定めに基づいて、会員契約が解除されたことによって、会員に損失、損害、諸費用が発生した場合であっても、当社はその一切の責任を負わないものとする。

## 第6条（会員契約の中途解約）

1. 会員は契約期間中に中途解約する場合、解約日の1か月前までに当社所定の解約申出書を提出するとともに、中途解約金を当社に支払う必要がある。
2. 中途解約金の計算方法は、下記の通り。  
会員契約中途解約金 = 「別表」の最低利用料金：5,500円(税込) × 契約期間残存月数
3. 会員所有のEVを売却する場合、本物件から退去する場合は、この限りではなく、中途解約金を支払わなくてよいが、所定の解約手続きは必要になる。

## 第7条（会員登録内容の変更）

1. 会員は、入会申込時に届け出た、氏名、電話番号、メールアドレス等に変更があった場合は、速やかに当社所定の方法で変更手続きを行うものとする。

## 第8条（利用料金）

1. 本サービスの利用料金は、基本料金と時間料金に分かれる。
2. 時間料金は、分単位で加算され、1ヶ月の合計利用時間に応じて「別表」のとおり請求される。
3. 1ヶ月の本サービスの利用が0分であった場合は、当該月請求金額は0円となる。
4. 利用料金は当社の指定する口座振替により支払う。
5. 利用料金は、毎月1日から同月末日までの「1ヶ月」を利用料金の算定期間とする。
6. 利用開始時、契約満了時、及び解約時において、利用期間が月途中となる場合は、基本料金を日割り計算する。

## 第9条（本サービスの利用制限と一時停止）

1. 当社は、次の各号に該当する場合、何らの通知、催告することなく本サービスの利用制限またはサービスの一時停止をすることができるものとする。
  - (1) 当社の会員に対する延滞債権が発生したとき。
  - (2) EV充電設備の点検・修理・交換等、維持管理する上で、本サービスの利用制限または本サービスの一時停止が必要と当社が判断したとき。
  - (3) マンション全体が停電となり、EV充電器に電力の提供ができないとき。
  - (4) システムや通信等の障害が起こったとき。
  - (5) 特定の会員が、本物件のEV区画運用ルールに反し、当社からの注意に応じず、管

理組合から特定会員に対しての利用制限の指示があったとき。

2. 本サービスの利用制限または一時停止がなされた後、その原因となった事象が解消され、本サービスの提供再開を可能と判断した場合、当社は速やかに本サービスの提供を再開する。

## 第10条（本サービス利用上の注意と禁止行為）

1. 会員は、本サービスを利用するにあたって、本規約及び本ガイドの内容を理解し承諾の上で、本サービスの利用を開始する。
2. 当社の許可なく EV 区画へ EV 充電器、EV 充電器以外の充電設備、及び蓄電設備等の設置を行ってはならない。
3. 当社の許可なく EV 充電器を利用して EV 以外の充電を行ってはならない。
4. 当社の許可なく EV 充電器の移動を行ってはならない。
5. EV 充電器の改造等、その他当社の充電データの採集の妨げに繋がる行為を行ってはならない。
6. 本サービスを利用できる車両は、会員登録した車両に限る。登録車両は、会員が日常的に使用する自家用車を対象としており、複数人が使用する社有車・営業車は対象外とする。
7. 本サービスにおける予約システムは、本物件の会員内における予約情報を共有するものであり、充電時間を確実に保証するものではない（来客用駐車場を EV 区画とする場合等）。
8. 当社は、車両の盗難等の損害については、損害賠償の責任を負わないものとする。
9. 会員は、充電器等の故障により本サービスが利用できない場合でも、利用料金の返還、利用料金の減額等を要求することはできないものとし、あらかじめこれを承諾する。

## 第11条（資産区分と維持管理）

1. 本サービスの提供の為に本物件に設置した、EV 充電器の所有権は、当社に帰属する。
2. EV 充電器について、会員は、所有権を侵害する恐れのある一切の行為をしてはならない。
3. 当社は EV 充電器の保守点検等、運用・維持管理を行うものとし、会員はこれに協力する。
4. 会員は、EV 充電器を善良な管理者の注意をもって使用・管理することとし、会員の責めによらない事由により毀損し使用が不可能な場合は、当社の負担によりこれを修理または交換を行う。
5. 会員の故意または過失によって、EV 充電器が損傷もしくは本サービス業務の履行が困難になった場合は、管理組合及び会員は通常の損害を賠償する責任を負う。

## 第12条（不可抗力と免責）

1. 天災地変、暴動等当事者の合理的な支配を超える自然的もしくは人為的な事由により、EV 充電器を通して EV が故障するほどの過電流が流れ、EV が走行不能になった場合、当社はこれによって発生した損害を補償しない。
2. 当社による本サービスの利用制限や一時停止により、EV に十分な充電を行えなかった場合、当社はこれによって発生した損害を補償しない。
3. 会員が、本物件の EV 区画運用ルールに従わず、管理組合及び他の会員に影響を与えた場合、当社はこれによって発生した損害を補償しない。

## 第13条（本規約の変更、追加、廃止）

1. 当社は、以下のアドレスのWEB ページに本規約の変更内容を公開することにより、管理組合及び会員の上承を得ることなく本規約を変更することができるものとし、管理組合及び会員はこれを承諾する。なお、本規約の変更は、当社がホームページに開示した時点で効力を生じるものとする。

URL : <https://nihondenryoku.co.jp/>

2. 当社は、必要に応じて、本サービスの利用条件等を変更することができるものとし、管理組合及び会員はあらかじめこれを承諾する。この場合、管理組合及び会員は、電気代相当額の増額、支払済みの利用料金の返還、利用料金の減額等を要求することはできないものとし、あらかじめこれを承諾する。

## 第14条（専属的合意管轄）

1. 当社と管理組合及び会員との間で訴訟の必要が生じた場合は、高松地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

<別表：会員利用料金>

項目（利用時間）	料金（消費税込）
～12 時間未満／月 利用	5,500 円／月 （内訳：基本料金 2,200 円 時間料金 3,300 円）
12～24 時間未満／月 利用	6,600 円／月 （内訳：基本料金 2,200 円 時間料金 4,400 円）
24～36 時間未満／月 利用	7,700 円／月 （内訳：基本料金 2,200 円 時間料金 5,500 円）
36～48 時間未満／月 利用	8,800 円／月 （内訳：基本料金 2,200 円 時間料金 6,600 円）
48 時間以上／月 利用	8,800 円／月 + 200 円／時間(従量料金) （内訳：基本料金 2,200 円 時間料金 6,600 円）



## ■お客さまの個人情報の取扱について

当社では会員の個人情報の適切な保護をおこなうため、以下のように取り扱っておりますのでご理解賜りますようお願い申し上げます。

### 1、個人情報の収集・利用について

本サービスを提供する為に、お客さまのお名前、ご住所、電話番号等の個人情報を収集させていただきます。お客さまから収集させていただきました個人情報は、管理者を置いて適切に管理し、以下の目的に限定して利用させていただきます。

- ・本サービスの提供
- ・新サービスや新商品等のご案内
- ・その他本サービスの提供に必要な範囲内での利用

### 2、個人情報の第三者への提供および処理の委託について

お客さまの個人情報は、以下のいずれかに該当する場合を除き第三者に提供いたしません。

本サービスの提供のために必要な処理を委託する場合

法令の規定に基づき、提供しなければならない場合

その他のお客さまの同意を得た場合

### 3、個人情報の開示・訂正等の請求について

お客さまの個人情報について、お客さま本人から所定の手続きにより開示請求があれば、原則として、その内容をお知らせします。また、お客さまの個人情報のないようについて誤りがある場合は、適宜訂正等させていただきます。

上記の取扱については、お客さまが本サービスの利用を申し込みされたことをもって、同意されたものとみなします。お客さまの個人情報の取扱についてご不明な点がございましたら下記までお問い合わせください。

**【お問合せ先】** 日本電力株式会社（あなぶきコールセンターによる一次受付）

フリーコール：0800-100-2110